



不払い賃金 警備ひやく を払え!

仮眠も取れず タダ働き!!

姫路市下野田にある(株)警備ひやく(代表取締役 細野友克)は、姫路市と「市川美化センター夜間休日常駐警備業務委託」の契約を交わし、2010年の4月1日から同年6月30日まで、東郷町の市川美化センター改修工事に伴い、工事期間の夜間警備業務でOさんを働かせました。

Oさんには「警備指令書」によって平日は午後4時から翌日の午前8時までの16時間、日・祝日は午前8時から翌日の午前8時までの24時間勤務をさせてきました。その間の仮眠時間は、「指令書」には記載がなく、「勤務形態」表には指令書と同じ勤務時間が記載されているだけ、「タイムスケジュール」にも明記はありません。

勤務については、会社からは口頭で指示されたのみで労働契約書等は無く、労働基準法で明示義務となっている休憩などは、現場で市の担当者から簡単に説明を受けただけでした。その時に仮眠時間中の対応については、警報が鳴った場合には現場の確認をするように指示を受けました。

仮眠施設もなし!

現場には仮眠設備が無いので、同僚が私物の折りたたみ簡易ベットを市の担当者の指示を受けて警報盤の下に置きました。仮眠時間の帰宅は認められず、手当の支払いもされていません。結局、Oさんは会社から「簡易ベットを無許可で持ち込んだのは処分」とまで言われながらタダ働きを強いられてきました。



Oさんは姫路ユニオンに加入して警備ひやくと3回に亘る団体交渉を行い、「最高裁判例」も示しながら、仮眠時間の賃金支払いを求めましたが、会社は頑なに支払いを拒みました。

12月6日には 神戸地裁姫路支部「判決」!

会社の頑なな賃金不払いのため訴訟になり、Oさんは1年半にわたって裁判を闘い、8月9日には証人尋問が行われました。会社側は「仮眠時間中に警報が鳴っても、Oさんは何もしなくて良かった」と証言しました。しかし姫路市の仕様書には緊急対応業務として警報処置を求められており、その他にも侵入処置、火災処置が求められています。何もしなくて良かったのであれば、Oさんがその場所で仮眠をする必要もなかった筈です。仮眠時間は仕事をしていなかったと言わせたい被告代理人に対してOさんは「手待ち時間です」と的確に回答しました。

裁判は結審し、12月6日(木)に「判決」が言い渡されます。

私達は労働者を痛めつける不法・不当なやり方に対しては、働く者の権利と人権を守るため、地域の多くの働く仲間と連携して闘い抜きます。

市民の皆さんのご理解・ご支援をお願いします

誰でも1人でも入れる労働組合

相談無料・秘密厳守

姫路ユニオン 079-288-1734

姫路市東延末1丁目64

<http://himejiunion.web.fc2.com/>

FAX:079-288-1158